

訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴う揭示

2024 年の診療報酬改定により、訪問看護ステーション サスケにて
訪問看護ステーションに勤務する看護師等（准看護師を除く）は、
健康保険法第 3 条第 13 項の規定による「電子資格確認」により利用者様の診療情報を取得したうえで、
指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行うこととなりました。
これに伴い、訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を、所定額に加算させていただきます。

個人情報の管理

当社は、お客さまの個人情報を正確かつ最新の状態に保ち、
個人情報への不正アクセス・紛失・破損・改ざん・漏洩などを防止するため、
セキュリティシステムの維持・管理体制の整備・社員教育の徹底等の必要な措置を講じ、
安全対策を実施し個人情報の厳重な管理を行ないます

施設基準

訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成 4 年厚生省令第 5 号）第 1 条に規定する
電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。

健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。

医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、
かつ活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に揭示していること。

以上の揭示事項について、原則としてウェブサイト（当サイト）にも掲載していること。

今後とも、より質の高い訪問看護サービスの提供と DX 推進の一環として、
本加算の運用にご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。